特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
弘前市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
弘前市長

公表日
令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	固定資産税は、地方税法に基づき、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産（これらを総称「固定資産」という。）の所有者で課税台帳に登録された者に対して、その固定資産の所在する市町村において課する地方税である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有するもの（固定資産課税台帳に所有者として登録されている者）であり、1月1日現在の所有者として登録された者がその当該年度の1年分の税を全て納付するものである。 税額は、固定資産課税台帳に登録された課税標準額に市税条例で定めた税率を乗じて算出し決定している。 上記に基づき、土地・家屋・償却資産の課税台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 具体的な事務内容は以下のとおり。 ①所有者の氏名・住所等の最新情報の適正管理事務 ②固定資産税等の賦課及び納税通知書送付事務 ③固定資産税等の減免事務 ④納税者の宛名情報の特定や突合等を行う宛名管理事務 ⑤名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷事務 ⑥証明書（資産証明、評価証明、課税証明（公課証明）等）の発行事務 ⑦法令に基づく照会等の業務 ⑧償却資産申告に関する申告用紙発送等事務 ⑨収納管理・還付処理事務 ⑩未納者への督促、実態調査及び滞納処分執行事務 ⑪納税証明書等の発行事務 ⑫固定資産税等の還付口座の照会・回答 ・公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を得るため、照会し回答を得る。 ・還付金受領者が還付請求書を請求する際に、還付口座情報の記入が不要となる。
③システムの名称	＜システム標準化前＞ 固定資産税システム 滞納管理システム 収納システム eLTAX ＜システム標準化後＞ 固定資産税システム 滞納管理システム 収納システム eLTAX 住登外宛名番号管理機能

2. 特定個人情報ファイル名
資産情報ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部資産税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市上白銀町1-1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	弘前市役所 財務部 資産税課　資産税係 〒036-8551 弘前市上白銀町1-1 TEL 0172-40-7027 FAX 0172-35-7956

9. 規則第9条第2項の適用　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最低限となるようアクセス制限を設定していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　16項	番号法第9条第1項別表24の項	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報連携（照会）　番号法第19条第8号　別表第二　27項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和7年3月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和7年3月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	具体的な事務内容は以下のとおり。 ①所有者の氏名・住所等の最新情報の適正管理事務 ②固定資産税等の賦課及び納税通知書送付事務 ③固定資産税等の減免事務 ④納税者の宛名情報の特定や突合等を行う宛名管理事務 ⑤名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷事務 ⑥証明書（資産証明、評価証明、課税証明等）の発行事務 ⑦法令に基づく照会等の業務 ⑧償却資産申告に関する申告用紙発送等事務 ⑨収納管理・還付処理事務 ⑩未納者への督促、実態調査及び滞納処分執行事務 ⑪納税証明書等の発行事務	具体的な事務内容は以下のとおり。 ①所有者の氏名・住所等の最新情報の適正管理事務 ②固定資産税等の賦課及び納税通知書送付事務 ③固定資産税等の減免事務 ④納税者の宛名情報の特定や突合等を行う宛名管理事務 ⑤名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳の検索及び印刷事務 ⑥証明書（資産証明、評価証明、課税証明（公課証明）等）の発行事務 ⑦法令に基づく照会等の業務 ⑧償却資産申告に関する申告用紙発送等事務 ⑨収納管理・還付処理事務 ⑩未納者への督促、実態調査及び滞納処分執行事務 ⑪納税証明書等の発行事務 ⑫固定資産税等の還付口座の照会・回答 ・公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を得るため、照会し回答を得る。 ・還付金受領者が還付請求書を請求する際に、還付口座情報の記入が不要となる。	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム 滞納管理システム 収納システム eLTAX	＜システム標準化前＞ 固定資産税システム 滞納管理システム 収納システム eLTAX ＜システム標準化後＞ 固定資産税システム 滞納管理システム 収納システム eLTAX 住登外宛名番号管理機能	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	